

「要支援者に対する介護保険サービスの継続、自己負担1割、継続可能な介護保険制度維持のための財政支援」を求める意見書

平成12年にスタートした介護保険制度は、介護を家族だけの負担から社会で支える仕組みに転換するもので、我が国の介護の在り方を根本的に変えるものでした。その後10数年を経た現在、超高齢社会になくなくてはならない制度として定着し、多くの高齢者が利用し、その役割はますます重大なものとなっています。しかし、今般、厚生労働省から、介護保険制度維持を名目に要支援者の介護給付抑制と、一定以上の所得者の利用料負担増が提示されました。

認知症の高齢者は平成24年時点で約462万人、認知症になる可能性のある「軽度認知障害」の高齢者も約400万人いると推計されています。認知症は、軽度といわれる初期こそ医療・介護の専門職の適切なケアが必要かつ重要であり、その重度化を防ぐことができるかとされています。見直し案は早期発見・早期対応の認知症ケアの原則に反し、厚生労働省の認知症施策（オレンジプラン）の初期対応重視の方向性と矛盾するものです。

また、要支援の高齢者に対しても、軽度のうちから生活支援を行うことで心身の機能の低下を防ぎ、重症化を予防する効果が大きいとされています。見直し案では、要支援に対する通所介護・訪問介護サービスを市町村が実施する地域支援事業に移行するもので、財政が厳しく社会資源の少ない市町村においては、十分な受け皿を整備することが難しく、サービス水準やサービス内容に地域間格差が生じることが危惧されます。

高齢化の進行に伴い、今後ますます介護給付費が増加することが予測され、それに伴って第1号被保険者の保険料負担も増大することになります。養父市はすでに高い保険料負担（月額5,450円）となっており、これ以上の負担増は困難な状況です。

したがって、高齢者が安心して暮らせる社会の実現を願い、下記の項目について強く要望します。

記

1. 要支援者への介護サービスを市町村に委ねるのではなく、今までどおり介護保険給付で行うこと。
2. 介護保険利用の自己負担割合は、現行どおり1割負担を堅持すること。
3. 高齢者の保険料負担を軽減するために公費負担割合を引き上げるなど必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 25 年 12 月 24 日

兵庫県養父市議会

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

様

衆議院議長

参議院議長